

令和3年度
男女共同参画の施策に関する
推進状況報告書



～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	- 1 -
2	基本計画の実施状況及び評価	- 5 -
	《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》	- 8 -
	◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	- 9 -
	◆基本目標 2 男女平等の意識改革	- 12 -
	◆基本目標 3 男女平等教育の推進	- 15 -
	《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》	- 19 -
	◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	- 20 -
	◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進	- 29 -
	◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進	- 31 -
	◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画	- 36 -
	《基本方針 III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》	- 39 -
	◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】	- 40 -
	◆基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	- 48 -
3	第4期登米市特定事業主行動計画（令和3年度実績）	- 51 -
4	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	- 52 -

【参考】

◎令和3年度登米市男女共同参画審議会の開催状況	・ ・ ・ ・ ・	- 57 -
◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	・ ・ ・	- 59 -

1 登米市男女共同参画基本計画の概要

(1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では、「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を平成23年4月に施行し、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

この条例に基づき、平成24年3月に「第2次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を平成27年10月に「第3次登米市男女共同参画基本計画・行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みにおいて、男女共同参画社会基本法に定められる男女の人権の尊重及び社会における制度や慣行についての配慮、家庭と仕事の両立のための意識改革の必要性については徐々に浸透しつつあるものの、少子高齢化の進行により、特に働く世代の減少が進むことから、あらゆる政策に男女共同参画の考えを取り入れていくことの必要性が更に高まっています。また、男性も女性も家庭と職場を両立できるよう、働く女性が活躍できる環境を整備するだけでなく、これまでの男性中心型労働慣行を変革する取り組みを進める必要があります。

このような中、男女共同参画の重要性を改めて認識するとともに、これまでの取り組みの検証や社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年3月に「第4次登米市男女共同参画基本計画」を策定しました。

(2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であるとともに、条例で規定する男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき策定するものです。

また、基本計画の基本目標「男女間のあらゆる暴力の根絶」に関する内容を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけるとともに、基本目標「職場における男女共同参画の推進」及び「政策・方針決定過程への女性の参画」に関する内容を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画と位置づけ、施策を推進します。

(3) 基本計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて見直しを行います

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」は、全世界の共通課題である貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年までに解決し、「だれ一人取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

SDGsが示す多様な目的の追求は、地方自治体が抱える課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発につながるものであり、第二次登米市総合計画におけるまちづくりの基本計画にも取り入れられています。

本計画においても「だれ一人取り残さない」持続的な社会を目指すものとしてSDGsの取り組みを推進するものです。

SDGsには17の目標に紐づく169の具体的な達成基準(ターゲット)があり、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



目標5 ジェンダー^{※1}平等を実現しよう

ジェンダー^{※1}平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



目標16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 ジェンダー：社会的、文化的に作られた性別のこと。生物的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念。

(5) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	【重点目標】 1 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談・支援体制等の充実
	2 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供 (3) 調査研究・分析の推進
	3 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実 (3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
II 男女が共に参画するまちづくり	【重点目標】 1 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
	2 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進
	3 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援 (4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進 (2) 市管理職への女性登用の推進 (3) 市政への参画の促進
III 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	【重点目標】 1 子育てにおける男女共同参画の推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備 (3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
	2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護支援体制の確立

(6) 成果指標

項目		現況値※1 H30.11	前回調査値 H26.3	目標値
基本方針Ⅰ	1 「男女共同参画」の具体的内容の認知度	67.6%	73.2%	100%
	2 「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	66.1%	58.1%	90%
	3 DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	72.4%	83.0%	100%
基本方針Ⅱ・Ⅲ	4 家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	28.7%	29.0%	50%
	5 職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	22.9%	24.3%	50%
	6 地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	26.4%	21.3%	50%
	7 社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	13.3%	12.1%	50%
	8 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	47.1%	36.6%	50%
基本方針Ⅱ	9 女性委員がいる審議会等の割合 ※2	(R4.4.1) 75.9%	(R3.4.1) 69.4%	100%
	10 審議会等における女性委員の登用割合 ※2	(R4.4.1) 24.3%	(R3.4.1) 23.6%	40%

※1. 現況値欄は、平成30年11月に実施した市民アンケート調査による数値（調査対象：市内在住の満18歳以上の市民3,000人、有効回答数1,165人（男性510人、女性635人、不明20人）、有効回答率38.8%）

※2. 審議会等の範囲：条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

2 基本計画の実施状況及び評価

第4次登米市男女共同参画基本計画においては、3つの基本方針に基づき、特に重点的に取り組むべき重点目標を定め男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。令和3年度については、行動計画に記載されている事業について担当課による評価を行いました。

○令和3年度実施状況一覧

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	(-) 未実施		
I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	23	19	1	18	0	4	82.6%	8
1 男女間のあらゆる暴力の根絶	7	6	1	5	0	1	85.7%	9
(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	9
(2) 相談・支援体制等の充実	5	4	1	3	0	1	80.0%	10
2 男女平等の意識改革	7	5	0	5	0	2	71.4%	12
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	12
(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供	1	1	0	1	0	0	100.0%	13
(3) 調査研究・分析の推進	3	1	0	1	0	2	33.3%	14
3 男女平等教育の推進	9	8	0	8	0	1	88.9%	15
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	15
(2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実	4	3	0	3	0	1	75.0%	16
(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実	2	2	0	2	0	0	100.0%	18

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施		
II 男女が共に参画するまちづくり	31	31	1	24	6	0	80.6%	19
1 地域における男女共同参画の推進	14	14	1	11	2	0	85.7%	20
(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	8	8	1	7	0	0	100.0%	20
(2) 防災における男女共同参画の推進	1	1	0	1	0	0	100.0%	24
(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援	2	2	0	1	1	0	50.0%	25
(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	1	1	0	1	0	0	100.0%	26
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	2	2	0	1	1	0	50.0%	27
2 家庭生活における男女共同参画の推進	2	2	0	1	1	0	50.0%	29
(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善	1	1	0	1	0	0	100.0%	29
(2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進	1	1	0	0	1	0	0.0%	30
3 職場における男女共同参画の推進	10	10	0	8	2	0	80.0%	31
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	3	3	0	2	1	0	66.7%	31
(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	33
(3) 農林業・自営業従事者の女性支援	3	3	0	2	1	0	66.7%	34
(4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進	1	1	0	1	0	0	100.0%	35
4 政策・方針決定過程への女性の参画	5	5	0	4	1	0	80.0%	36
(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進	2	2	0	1	1	0	50.0%	36
(2) 市管理職への女性登用の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%	37
(3) 市政への参画の促進	1	1	0	1	0	0	100.0%	38

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数	頁
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施		
Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	19	18	0	16	2	1	84.2%	39
1 子育てにおける男女共同参画の推進	15	15	0	14	1	0	93.3%	40
(1) 子育て環境の整備	4	4	0	4	0	0	100.0%	40
(2) 子育て支援体制の整備	8	8	0	7	1	0	87.5%	43
(3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%	47
2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進	4	3	0	2	1	1	50.0%	48
(1) 介護に関する社会的支援の充実	2	2	0	2	0	0	100.0%	48
(2) 男性の介護知識や介護技術の普及	1	0	0	0	0	1	0.0%	49
(3) 地域における介護支援体制の確立	1	1	0	0	1	0	0.0%	50
総 計（基本方針Ⅰ～Ⅲ）	73	68	2	58	8	5	82.2%	

《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

○評価の概要

基本方針 I については、23 事業の評価を行いました。実施したほとんどの事業について、計画通りの成果（B 評価）をあげ、3 つの基本目標はおおむね達成されています。

「基本目標 2 男女平等の意識改革」の、「調査研究・分析の推進」において調査年度外の事業があったことにより達成率が低くなっています。

重点目標としている「基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶」については、個別相談対応の充実を図ることで被害者の相談しやすい環境を整え、被害の未然防止のための意識啓発と相談窓口の周知啓発に取り組みました。今後も継続して意識啓発に取り組むとともに、各関係機関との連携の強化に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

DV（配偶者やパートナーからの暴力）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題として捉えています。そのため、相談窓口の一層の周知に努めるとともに、意識啓発のため学習機会の提供を図ります。

【施策の方向性】

（1）暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①DVについての意識向上に向けた啓発の推進 DV（ドメスティック・バイオレンス）に関するリーフレット等を市内の公共施設等へ設置するとともに、各種イベントでの配布をすることにより、DVについての意識向上を図ります。	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてホームページ等での周知を行った。	B	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて各種周知を行ったほか、デートDV防止対策講習会を受講した高校生にリーフレットを配布し、DVについての意識向上を図った。	暴力の根絶に向けた啓発のため、引き続き広報やポスターを活用した周知を行うほか、リーフレットの設置及び配布を行っていく。	市民生活課
②デートDV講習会の実施 若い世代における恋人間での暴力（デートDV）の防止に向けた知識の習得を図ります。	1	暴力の根絶に向けた学習機会として、市内県立高校の在校生にデートDV防止対策講習会を実施した。 ・デートDV防止対策講習会 対象者：市内高校生 開催校：登米高校、登米総合産業高校、佐沼高校、佐沼高校定時制課程 参加者数：1,141人	B	DVやデートDV被害者、性暴力被害女性のサポート活動を行っているNPO法人ハーティ仙台から専門知識を持った講師を招き、市内県立高校の在校生を対象に、デートDVやDVに関わる犯罪の内容等について学習する機会を設け、知識の習得を図った。	男女間における、あらゆる暴力の根絶に向けた学習機会を継続的に提供することで、被害者及び加害者にならないための正しい知識の習得を図っていく。 また、各高校に対し次年度の開催についての日程の確保と調整を依頼し、毎年継続して講習会が実施されるように、今後も働きかけを行っていく。	市民生活課

(2) 相談・支援体制等の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①相談窓口の周知徹底 被害者相談窓口や電話相談に関するリーフレットを市内の公共施設・医療機関等へ設置するとともに、広報等を活用した相談窓口の周知徹底を図ります。	1	DV等の被害者を対象にした電話相談や面談、心のケア講座等に関するチラシやリーフレットを、市内の公共施設等に設置したほか、広報紙等も活用して周知を図った。	B	相談窓口等の案内パンフレットの掲示を行い、被害者及び被害者の周囲にいる方に対しての周知啓発を図った。	被害者だけでなく、一般市民に対しても、広報カード等を活用して相談窓口の周知を図っていき、被害者に対し、周りの人からも情報提供ができる環境づくりに今後とも取り組んでいく。	市民生活課
②専門家による被害者相談会の紹介及び同行支援の実施 宮城県がNPO法人ハーティ仙台に委託実施している相談「女性のための面接相談」を必要に応じて紹介します。また被害者のメンタル面を考慮し、状況に応じて面接場所への同行支援も実施します。 【11回/年】	1	DV被害者に対し、宮城県がNPO法人ハーティ仙台に委託実施している「女性のための面接相談」を紹介した。この事業は、平成28年度まで市が担当（南方庁舎）し、平成29年度以降は宮城県が担当（登米合同庁舎）している。 ・女性のための面接相談（個別相談会） 実施回数：10回（1回あたり4枠） 相談延べ件数：24件	B	「女性のための面接相談」は、DVに悩む女性の今後の生き方について具体的な助言を得ることができる機会となっている。 本市においては、相談者のニーズに合わせ、適切に面接相談に繋げることができた。	DV被害者が安心して相談でき、気づきを得ることで、今後の自分の生き方を選択していけるよう、個別相談会や講座に関する情報提供を行うとともに、関係機関との更なる連携を図る。	子育て支援課
③保護命令申し出等に係る関係機関への同行支援 被害者の安全確保を優先し一時保護、保護命令手続き等の支援を実施します。	2	・一時保護所への移送：1件 ・保護命令手続きの同行：0件	—	DV被害者に対し、緊急一時保護や保護命令などについて警察などへの情報提供を行った。なお、被害者本人からの申し出がなかったことから同行支援は行っていない。	DV被害者の安全確保を優先しながら、保護命令の手続きの他にも、警察や学校など、相談者の希望があれば同行支援を行う。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>④一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設への入所支援</p> <p>自立に向けての検討時期には関係機関と連携し新たな生活展開に向けての支援を実施します。</p>	1	<p>DV被害者と同伴児に対し、安心安全な生活場所の提供、ニーズに応じて母子生活支援施設入所などの支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護：1件 母子生活支援施設入所：2件（うち新規1件） 	A	<p>DV被害者に対し、一時保護後の生活設計について、当事者たちの意向を聞きながら生活場所の選定を行った。また、抱えている課題の解消や同伴児の学習環境の確保など、早期解決を目標に母子生活支援施設への入所を支援した。</p> <p>被害者本人についてはシェルター、児については児童相談所と連携しながら適切な情報提供と安全確保のための支援を行うことができた。</p>	ケース個別の事情を汲みながら、母子の安全確保、早期自立を支援する。	子育て支援課
<p>⑤家庭児童相談員の設置</p> <p>配偶者等から暴力を受けている被害者の子どもに対する支援を行います。</p> <p>【設置人員2人】</p>	1	<p>配偶者等からの暴力を受けている被害者の子ども：40件（延べ対応件数：644件）</p>	B	<p>DV被害者本人からの直接の相談に加え、警察署や児童相談所からの照会も多かった。相談内容はDV被害や経済的困窮、就労関連など多岐に渡り、被害者とその子どもを取り巻く多様な問題があることから、関係機関と連携しながら対応した。</p> <p>家庭基盤の不安定さや子どもの面前でのDVは、子どもの精神面への影響が大きいことから、幅広く支援を展開することが必要である。</p>	引き続き、家庭児童相談員を設置（設置人員2名）し、関係機関と連携して、DV被害者とその子どもへの総合的支援を実施する。	子育て支援課

◆基本目標 2 男女平等の意識改革

慣習やしきたりによる「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担意識に基づく行動を変えることは容易ではありません。そのため、男女共同参画社会の意義について理解を深め、行動変容に繋げることができるような意識啓発の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報やホームページを活用した意識啓発の推進 あらゆる世代の人々が男女共同参画の必要性について共感できるよう、身近な男女共同参画に関する情報の発信を行い、意識の高揚を図ります。	1	広報紙及び市ホームページを活用した啓発を行った。	B	男女共同参画の施策に関する推進状況報告書については、ホームページに掲載するとともに、各総合支所窓口への設置についても広報紙に掲載し、広く推進状況の周知を行った。 また、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間については、市ホームページによる広報を行うなど、男女共同参画の意識啓発に努めた。	今後も市内外においての男女共同参画に関する各種事業のお知らせや、男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動期間などに合わせ、多くの市民に対して効果的な方法として広報紙及びホームページを活用し、意識の高揚を図っていく。	市民生活課
② 登米人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施 中学生に対して人権啓発リーフレットを配布するなど啓発事業を実施することにより、人権尊重の意識高揚を図ります。	1	市内中学校に人権啓発クリアフォルダーを配布した。	B	人権に対する関心を高め、理解を深める効果があった。	人権啓発資料の配布を行い、意識啓発をする。	市民生活課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③人権の花運動の実施 花の苗などを児童が協力しながら育成することを通して、協力や感謝することの大切さを培うための教育を推進します。	1	人権擁護委員が花苗の植栽を実施校の小学生等と一緒に行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人権擁護委員による植栽活動となった。 実施日：令和3年5月7日・10日・11日・13日、 実施校：米谷小学校、上沼小学校、豊里小学校、東郷小学校、柳津小学校	B	人権に対する関心を高め、理解を深める効果があった。	令和4年度は、佐沼小学校、宝江小学校、米山東小学校、石越小学校、南方小学校で花の植栽を予定している。また、前年度行った学校には花の苗を贈呈し人権教育を推進する。花苗は登米総合産業高校より購入する。	市民生活課

(2) 関係機関等からの情報収集と市民等への情報提供

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画に関する情報の収集と提供 国内外の動きや他自治体等の取り組みについて情報を収集し、ホームページや広報を活用して提供を図ります。	1	講演会や会議に職員が受講・参加し、情報の収集を行った。	B	講演会等に参加することで先進的な事例や研究成果等についての情報を収集することができた。	各種講座や説明会等に積極的に参加し、先進事例等について情報収集を行う。 また、国の政策や他自治体の取り組み等についても情報を収集し、今後実施する事業の計画等に生かしていく。	市民生活課

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 各種施策に関する 市民アンケート等の 実施 子育てや介護、男女 共同参画など、各種取 組みについての現状及 び課題を把握するた め、市民アンケート及 び登米市の教育通信簿 による調査を行い、施 策に反映させます。	3	令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、平成30年度にニーズ調査を実施した。今後は、令和6年度に見直しを行うにあたり、令和5年度にニーズ調査を行う予定としている。	—		第三期計画については、令和6年度に策定する見込みとしており、必要に応じてニーズ調査を行う見込み。	子育て支援課
	1	・介護保険事業所入所（入居）希望者待機調査 登米市内の介護保険事業所入所（入居）希望者の待機状況を把握し、高齢者施策に反映させるの基礎資料とした。	B	施設における特養申込者の有無、入所申込者状況等の把握を行った。	調査結果を分析し、今後の高齢者施策に反映させるの基礎資料とする。	長寿介護課
	3	令和2年度に策定した「第4次男女共同参画基本計画」の基礎資料とするため、市民アンケートを平成30年11月に実施済みであり、令和2年度は実施しなかった。	—		平成30年度に実施した市民アンケート結果を、事業計画時の参考資料として活用していく。	市民生活課

(2) 多様な選択を可能にする生涯学習・啓発の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①地域スポーツ活動の推進を図る総合型地域スポーツクラブへの支援</p> <p>生涯スポーツにおける市民の健康支援のため、性別や年齢による運動習慣やニーズの違いを踏まえ、あらゆる年代の参加を促進する総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツ活動を行う習慣づくりを推進します。</p>	1	<p>新型コロナウイルス感染症対策に留意、徹底し、子どもからシニア世代を対象にした各種スポーツ教室、サークル活動等を実施</p> <p>・参加者数 42,064人</p>	B	<p>市民の健康志向やライフスタイルに応じた多彩な教室（ウォーキング・ヨガ・レクダンス・フィットネス等）が展開され、世代に応じた時間の設定についても考慮し、スポーツ参加の環境づくりを促進していることから、一定の幅広い年代層の男女の参加につながっている。</p> <p>実績としては昨年よりは参加者数が増加している。昨年比で約15%の増となった。</p>	<p>巡回訪問、意見交換などにより、男女、世代別をターゲットとするスポーツ機会の提供が図られるよう、引き続き各クラブの活動を支援していく。</p>	生涯学習課
<p>②長生大学、先人大学等の実施</p> <p>男女が心身ともに健康で、明るく生きがいのある社会を構築するため、性差なく取組む高齢者スポーツの体験を通じた健康増進や、互いを労わりあう意識の醸成を促す講座を開催します。</p>	1	<p>社会教育（公民館）事業の世代別事業の中で、各種講座等高齢者を対象とした事業を、指定管理施設である公民館・ふれあいセンターで実施している。</p> <p>また、高齢者のスポーツ推進及び健康の維持・増進、生涯スポーツの普及を図るために、各種スポーツ大会も併せて実施した。</p> <p>なお、いずれの取組も新型コロナウイルス感染症対策に留意、徹底し実施した。</p>	B	<p>高齢者を対象にした事業は参加人数も多く、事業についての実施要望も多いことから、各公民館・ふれあいセンターの主要事業の一つとして行っている。</p> <p>特に健康づくりを目的とした講座は、健康の維持・増進に留まらず生きがいづくりに繋がっているが、参加者が固定化しつつある講座があることから、新規参加者を増加させる取組や市民ニーズに沿った内容となるよう、見直しも必要である。</p>	<p>各公民館・ふれあいセンターにおいて、高齢者を対象とした事業を継続して実施していく。</p> <p>その中で、新たな参加者の増加を図るため、文化系事業の講座開催について検討をする。</p>	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③親子交流型講座の実施 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	2	新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、講座開催は中止とした。	-	講座開催を中止としたため、成果はなかった。	社会環境、家庭環境が変化しているなかで、子育てや家庭教育の大切さを実感していただける育児支援を行っていく。	生涯学習課 （南方教育事務所）
④中学生の子育て理解講座 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	1	南方中学校の生徒を対象に、「明日の親となる中学生の子育て理解講座」を実施した。 開催日：11月24日 参加者：南方中学校3年生69人 講 話：「性と生について知ろう！考えよう！」 「食といのち」「こころといのち」 体 験：赤ちゃん抱っこ体験、妊婦スーツ体験	B	講座を通して、命の尊さ・家族・子育ての大切さを実感することができた。	命の尊さ・家族・子育て等の大切さを中学生に伝えていくため継続して実施していく。	生涯学習課 （南方教育事務所）

(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①いのちの教室の実施</p> <p>いのちの重要性とともに、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。</p>	1	<p>性といのち・こころ・食の大切さを中心に中・高校と連携して実施し、助産師・保健師・栄養士が従事した。</p> <p>開催校：市内10校 (高校3校・中学校7校)</p> <p>参加生徒： 高校256人 中学校474人 計730人</p>	B	<p>いのちの誕生や生命のつながりを知る事で、「いのちの大切さ」や「自分が大事」ということを考えるきっかけとなった。また、悩んでいるときには、大人にSOSを出していいことを伝え、高校生には、スマホでメンタルヘルスチェックと相談場所がわかるサイト「こころの体温計」を紹介した。教室の事後のアンケートでは、自己肯定感が高校生約1割、中学生が約2割高くなった。昨年実施していなかった学校での実施にもつながった。</p>	<p>教育委員会等を通じ周知し、市内全中学校での実施を目指す。また実施できていない学校には訪問して本事業の周知を行い実施に向けての連携の強化を図る。</p>	健康推進課
<p>②道徳教育や保健教育、学級活動の推進</p> <p>思春期にある生徒に対して、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など、人間の性の成熟について理解を深め、互いに相手を理解し、尊重する心情や態度を育てます。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の価値項目の中での指導を行った。(年2～3回) ・特別活動を学級活動で実施した。 ・保健体育での指導を行った 	B	<p>互いに相手を理解し、尊重する心など、各教科及び領域のねらいは達成できた。</p>	<p>年間指導計画に基づいて確実に実施していく。</p>	学校教育課

《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

○評価の概要

基本方針IIについては、31事業の評価を行いました。実施した多くの事業について、計画以上（A評価）または計画通りの成果（B評価）をあげ、4つの基本目標はおおむね達成されています。成果をあげることができなかった（C評価）事業については新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数が減少した又は、開催を中止した事業が多くコロナ禍での事業実施の方法を検討する必要があります。

重点目標としている「基本目標1 地域における男女共同参画の推進」については、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進や、市民活動団体等の育成・支援などを通して男女共同参画意識の浸透を図ったほか、男女がともに生涯を通じて健康に生活できるよう健康教育等の推進を図りました。今後も各種団体等と連携を図りながら、女性が地域で活躍できる環境の整備に努めます。

また、「基本目標3 職場における男女共同参画の推進」については、就労形態の多様化に対応した延長保育事業を実施するなど、女性の就業機会の確保に取り組みました。今後も、男性も女性も仕事と生活の調和がとれるよう、ニーズに応じた保育事業の実施、企業等に対する職場ハラスメントの防止啓発など環境整備に努めます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

多くの地域において少子高齢化が進行し、それに伴う急速な人口減少という厳しい現実、地域活動の担い手不足等、地域を維持していくための課題を多く抱えているところです。そこで、地域を維持していくために男女が共に活動に参画することの必要性や重要性について意識啓発を図るとともに、先進地の取り組み等についても情報提供の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の実施</p> <p>市内21コミュニティ組織の役職員を対象とした研修会や連絡調整会議等を通して意識啓発に取り組み、住民が満足できる地域づくり事業の推進を図ります。</p>	1	<p>市内21コミュニティ組織の事務職員及び集落支援員を対象とした地域づくりミーティングを開催し、コミュニティ組織職員としての意識啓発と、地域づくり事業の事例紹介等により組織間の情報共有を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 令和3年7月15日(木) 参加者 31人 ・第2回 令和3年10月20日(水) 参加者 30人 ・第3回 令和3年12月16日(木) 参加者 28人 ・第4回 令和4年3月22日(火) 参加者 26人 	B	<p>他のコミュニティの事例紹介により、それぞれの地域課題や地域資源を活用した事業展開の方法について意識啓発を行うことができた。また、ミーティングの題材として中学生を対象としたまちづくりアンケートの結果を活用し、若い世代の主体的な事業参画につながる事業提案がなされた。</p> <p>地域づくりミーティングについては、当初、2ヵ月に1度の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初の開催と視察研修を中止したため、年度内4回の開催となった。次年度以降も、感染症対策を見据えた開催方法を検討していく必要がある。</p>	性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の提案・実施に向けて、役員を含む各コミュニティ組織職員のスキルアップを図る。	市民協働課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
②知的障害者社会参加促進事業の実施 障がいの有無にかかわらず、ともに参加できるイベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進し、地域社会の一員として相互交流を促進します。	1	知的障害者の社会参加を促進するため、登米市手をつなぐ育成会と業務委託契約を締結し各種事業を行った。 (参加者数：116人)	B	新型コロナウイルス感染予防のため、予定していた事業を縮小し知的障害者がコミュニケーション文化・スポーツ活動等の社会参加を通じて、日常生活の質的向上を図るとともに、地域社会の一員として相互交流を深めることができた。	知的障害者の社会参加を促進するため、継続した支援を実施していく。	生活福祉課
③手話通訳相談員の設置・派遣 手話通訳相談員の派遣により、障がい者の社会参加を促進します。 【設置人員1人】	1	手話通訳相談員1人を配置し、イベント等への派遣を行い、障がい者の社会参加を促進した。 ・手話通訳相談員の派遣等による相談受付数：7人	B	新型コロナウイルス感染予防のため、イベント開催が減っている状況である。	新型コロナウイルス感染対策のため、イベント自体が減っている状況であり、それに伴い手話通訳や手話教室等への派遣依頼が減っている現状だが、イベントが再開される際には、派遣の促進を図る必要がある。	生活福祉課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
④公園・道路等のバリアフリー化の推進 高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、全ての男女が安全に地域活動に参画できるように環境の整備を図ります。	1	令和4年度の豊里花の公園整備にあたり、バリアフリー化基準に沿ったトイレ設計業務を実施した。 また、公園内の段差を解消するため、修繕を行った。	B	設計業務の実施や、公園内の段差解消など、計画どおりの成果があった。	公園施設の新設の際には、バリアフリー化基準に沿ったものとする。	住宅都市整備課
	1	和3年度に道路整備事業で実施した路線のうち、歩道設置（バリアフリー化）を計画している路線については、すべて歩道と車道との段差がないフラット型を実施あるいは整備中である。	A	歩道設置路線については、すべて計画どおりフラット方式で設置することができた。 歩道を設置しない路線については、隣接用地との段差を十分考慮した設計に心掛け、路線設計に取り組んでいる。	今後も新規計画路線について、歩道の設置を計画する場合、公園などの公共施設からの道路乗入について、バリアフリーを念頭に置いたフラット型での設計検討を基本にしながら、車両交通量及び歩行者数を加味し、車道面からみた歩道の明確性の確保、車道面より高い位置を通行することによる歩行者の安心感の向上を図るため、セミフラット形式も取り入れながら進めていく。	道路課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑤健康教育の推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実に努めます。	1	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育 各総合支所等において、地域のニーズに即した健康教育を開催。 実施回数：121回 延べ参加者数：2,834人 健康づくりネットワーク研修 健康課題、健康情報を周知し、情報共有を図った。 重症化予防事業対象者に医療機関受診勧奨を行うとともに受診状況未確認者へ電話・訪問等で指導を行った 生活習慣病重症化予防事業 該当者 60人 糖尿病性腎症重症化予防事業 該当者 192人 糖尿病重症化予防事業 該当者 200人 	B	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育 新型コロナウイルスの感染対策を行いながら実施をした。少人数で実施し、参加した人から地域の人に情報を広げてもらうような工夫をした。 健康づくりネットワーク研修 健康づくり・介護予防に関する情報や技術を持った方々を掲載した出前講座メニューの一覧を作成し、地域への広がりを図った。 生活習慣病重症化予防事業 高血圧の有所見者を対象に、医療機関の受診勧奨及び支援を行った。 糖尿病性腎症重症化予防事業 HbA1c、血圧、腎機能の有所見者を対象に医療機関の受診勧奨及び支援を行った。 糖尿病重症化予防事業 HbA1cの有所見者を対象に医療機関の受診勧奨及び支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育 感染対策を行いながら、効果的な啓発活動ができるように工夫して実施していく。 健康づくりネットワーク研修 関係機関と連携して、協力いただく講師を増やしていくとともに、出前講座や健康情報が地域に広がるよう啓発していく。 生活習慣病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、糖尿病重症化予防事業の有所見者を対象に、医療機関の受診勧奨及び支援を行う。 	健康推進課
⑥食生活改善推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実に努めます。	1	食生活改善推進員による研修を踏まえ地域へ良い食生活習慣の啓発・普及を図るため実施。 地区講習会 9回 715人 育成講習会 27回 443人 委託事業 5回 116人	B	子どもから高齢者までの幅広い年齢層への働きかけができた。	引き続き、活動を継続することで良い食生活の啓発・普及を図っていく。	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑦健康ウォーキング推進事業の実施 男女がともに、健康状態に応じて適切に自己管理を行い、生涯を通じて健康に生活できるよう、地域の実情に応じた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎウォーキングアプリへの登録件数：8件（延べ99件） ・11月に健康セミナーを開催し、豊里町にある宮城オルレ登米コースの一部でウォーキングの指導と実践をした。 	B	新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分に行いセミナーを開催した。健康問題の解決のきっかけとなるウォーキングの推進ができた。	健康寿命の延伸は、市民の意識改革が必要であり、引き続き各種団体との協働による事業を実施する。	健康推進課

（2）防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①女性防災指導員の育成 災害時の自主防災組織の活動において、女性の視点を反映させるため、地域防災のリーダーとなる女性防災指導員を育成します。	1	令和3年度末現在の防災指導員数は479名であり、うち女性は52名（10.8%）に留まっている。 令和3年度の防災指導員養成講習は49名が受講し、うち女性12名が新たに宮城県防災指導員に認定された。	B	令和元年度より、婦人防火クラブにも防災指導員養成講習の案内を送付。新規の女性防災指導員の認定の増加につながっている。 令和元年度 6名 令和2年度 12名 令和3年度 12名	令和元年度からの取組みが新規の女性防災指導員の育成につながっていることから、当該取組みを継続し、女性防災指導員の育成を通して災害時における多様なニーズを把握し防災対策に生かしていく。	防災危機対策室

(3) 男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①女性セミナー（講座）の実施</p> <p>公民館・ふれあいセンターの社会教育事業の参加を機会に、コミュニティや様々な活動の場への参画を促進し、男女双方の視点を活かした地域づくりや地域での子育て支援環境を推進します。</p>	1	<p>社会教育事業として各公民館・ふれあいセンターにおいて、女性が地域のリーダーとして活躍できるよう育成することを目指し女性セミナーを行った。</p> <p>この他にも公民館・ふれあいセンターで女性のための講座を多く実施している。</p> <p>・迫公民館 3回開催 75名参加 ・新田公民館 6回開催 193名参加 ・登米公民館 6回開催 60名参加 ・錦織公民館 1回開催 16名参加 ・石森ふれあいセンター 7回開催 100名参加 ・豊里公民館 5回開催 84名参加 ・石越公民館 4回開催 70名参加</p>	C	<p>各公民館・ふれあいセンターにおいて、社会教育事業の一つである女性を対象としたセミナー（講座）が開催されている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画どおりの開催数とならなかった公民館・ふれあいセンターが多数あった。</p>	<p>地域コミュニティ等の場で活躍する女性リーダーの育成を目指す本事業の支援を継続する。</p> <p>また、孤立した子育てが問題視されている中、若い世代が子育てしやすい環境づくりの支援となる事業を開催するとともに、コミュニティへの参画を促進する。</p>	生涯学習課
<p>②男女共同参画による地域づくり組織運営の推進</p> <p>性別や世代を超えた幅広い住民の参画による地域づくりが実践されるよう市内21コミュニティ組織に対し、巡回訪問を通して指導及び助言に努めます。</p>	1	<p>市内21コミュニティ組織を対象に、職員2名体制で巡回相談会及び不定期での巡回訪問を実施した。</p> <p>・R3年度訪問回数 174回</p>	B	<p>相談会及び訪問時の聞き取りにより、現年度及び次年度に予定する事業についてコミュニティ組織が抱える課題や疑問に対し、適宜指導及び助言を行い、多世代が意欲的に参画できる地域づくり事業の推進を支援した。</p>	<p>コミュニティ組織への相談・支援体制を充実させ、地域づくりを先導する人材の育成を図る。</p>	市民協働課

(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 市民活動に関する 相談・支援体制の充 実</p> <p>とめ市民活動プラザ を中心に、市民活動に 関する相談や支援の充 実、団体間の交流の場 の提供などを通して、 女性団体をはじめとす る市民活動団体の活発 な運営が図られるよう 取り組めます。</p>	1	<p>市民活動に対する相談会等は、と め市民活動プラザへの委託事業の中 で実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料専門相談会の実施 年間5回実施、相談件数9件 ・窓口相談の実施（随時） 相談件数11件 	B	<p>市民活動団体からの相談件数と しては、新型コロナウイルス感染 症の影響により、昨年度同様に活 動自体を自粛している団体が多 く、相談件数も大幅な伸びには繋 がらない現状である。</p> <p>随時対応の窓口相談についても 昨年度比で4割程度減少している が、内容としてはNPOや任意団体 の立ち上げについて意欲的な相談 が多く、今後も継続した支援が必 要である。</p>	<p>市民活動に関する相談・支 援体制を充実させ、女性団体 をはじめとする市民活動団 体創設のきっかけづくりと なるよう継続して実施して いく。</p>	市民協働課

(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①国際交流協会への支援</p> <p>在住外国人の本人及び家族間におけるコミュニケーションや文化的背景の違いなどによる問題について支援を図るとともに、国籍に関わらず互いの文化について理解を深める機会を提供します。</p>	1	<p>登米市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金の交付と国際化推進事業の業務委託により、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、国際理解・感覚の醸成を図った。</p> <p>登米市国際交流協会補助金 1,409千円 登米市国際化推進事業委託業務 2,559千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語講座〔実施 年間43回〕 ・多文化共生社会形成促進関連事業(交流会等) ・ホームページによる広報活動 ・その他各種交流事業実施 	C	<p>日本語講座を43回開催し、延べ81人の市内在住外国人受講生への支援を行った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度当初計画していた青少年国際交流事業(派遣・受入)、登米市国際まつり、英会話教室等が中止となった。このため、コロナ禍での交流の仕方を検討する必要がある。</p>	<p>本市の国際化推進については「交流」を実践することが重要であるとともに、市内に在住する外国人にやさしい環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成が必要と考えられ、そのためにも、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。今後も市国際交流協会へ登米市国際化推進事業として事業を委託し、市国際交流協会が持っている人脈やノウハウ等を活用することで情報発信の強化に努めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各国との往来ができないことから、国際交流事業の実施が難しくなっている。今後はウィズコロナ・アフターコロナを見据えた取組を検討する。</p>	観光シティプロモーション課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 相談体制の充実 (英語・中国語・韓国語)</p> <p>在住外国人が安心して暮らせるよう、相談窓口の多言語化を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	1	<p>市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置した。</p> <p>業務は、登米市国際交流協会に委託して実施しており、相談日は、定例日と電話相談による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例開催日：毎週金曜日とし、合わせて「日本語講座」を実施した。 ・電話相談：国際交流協会事務所(登米総合支所内)にて、月・火・水・金の日中に実施した。 ・令和2年度実績 30件 	B	<p>市内在住外国人等への生活支援として、外国人相談窓口を設置し30件の相談に対応した。</p> <p>令和3年度については相談員5人(英語3人、中国語2人、韓国語1人)で対応している。</p>	<p>在住外国人は増加傾向にあり、今後も言語の障壁による問題の解決に向けて、市国際交流協会等関係団体との連携強化が必要である。</p> <p>登米市国際交流協会へ登米市国際化推進事業を委託し、様々な相談案件に対応できる人材確保に努めていく。</p>	観光シティ プロモーション課

◆基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識や社会に根付いている性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行から、家庭においての家事や育児、介護等が女性の仕事とされる意識の中で、女性にかかる負担が大きくなっています。こうした状況から、男女がともに家事及び育児、介護等を支え合い、家庭生活と社会活動の両立を図れるよう、性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた取り組みを推進します。

【施策の方向性】

(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①性別による固定的な役割分担意識の改善に向けた意識の醸成</p> <p>世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、ホームページ等を活用した啓発を行います。</p>	1	<p>男女共同参画週間にあわせ、男女共同参画に関するリーフレットを設置したほか、市ホームページでの啓発を行った。</p> <p>配布物:「身近なところに男女共同参画」パンフレット</p>	B	性別等に関係なくそれぞれの責任を担うことの必要性について意識啓発を図ることができた。	今後も、男女共同参画週間等の様々な機会を捉え、パンフレットやリーフレットを配布し、意識啓発を行っていく。	市民生活課

(2) 男女がともに支え合う家事・育児・介護等の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 男の料理（家事） 教室の実施</p> <p>「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識解消に向けた取り組みを推進します。</p>	1	<p>社会教育事業として、各公民館・ふれあいセンターにおいて、男性のための教養講座として開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登米公民館 2回開催 27名参加 ・ 浅水ふれあいセンター 11回開催 112名参加 	C	<p>各公民館・ふれあいセンターの社会教育事業のひとつとして、男性を対象に料理講座を実施した。調理を学ぶことで、性別に関わらない家庭での役割のあり方について再認識するきっかけ作りとなっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、調理をする事業の開催が難しい状況であった。</p>	<p>新たな参加者には、趣味として楽しみながら体験できる事業内容となるよう努める。</p> <p>また、継続参加者には実際に家庭で料理を提供することで、固定的な役割分担意識の解消につながるような取組を推進していく。</p>	生涯学習課

◆基本目標 3 職場における男女共同参画の推進

固定的な役割分担意識に加え、長時間勤務が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働環境が、女性が職場において活躍する場が少ないことの要因のひとつと考えられています。このことから、自分の能力を發揮して働きたい女性が活躍でき、男性も女性も個々の事情や仕事の内容に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みを推進します。

【施策の方向性】

（1）男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発の推進 ワーク・ライフ・バランス企業セミナーの際に、啓発資料を配布し周知徹底に努めます。	1	ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し女性活躍推進法に関する資料を配布した。	B	女性活躍推進法に関する情報を提供することで、企業における女性活躍の推進に対する取組みへの意識の醸成が図られた。	企業向けセミナー等の機会を捉え、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報提供を行っていく。	市民生活課
② 障がい者の就労移行支援事業の実施 障がい者が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、就業支援を行います。 【（利用者数）令和元年度実績 24人⇒令和7年度までの目標 28人】	1	福祉事務所生活福祉課障害福祉係や各総合支所窓口のほか、障害者就業・生活支援センター「ゆい」等と連携し、障がい者の就労に関する個別相談や就労支援を行った。 （利用者数：40人）	B	就労系の障害福祉サービスの利用を通じて就労支援を行っているが、就職先となる企業や事業所等に対して、助成制度の周知と障がい者に対する理解の促進を図る必要がある。	企業や事業所等に対する障がい者への理解を深めるため、関係機関と連携しながら啓発活動や研修会等を開催して障がい者の就労を支援していく。	生活福祉課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③ 高齢者就業機会確保事業の実施 高齢期の女性の貧困対策と、年齢にとらわれず働く意欲のある方が生き生きとした生活を送るため、就業支援を行います。 (シルバー人材センター登録会員数) 令和元年度実績 849人 ⇒ 令和7年度までの目標 940人	1	(公社) 登米市シルバー人材センター ・会員数 857人(R2: 865人) 男性 605人(R2: 609人) 女性 252人(R2: 256人) ・会員の就業状況 性別 会員数・就業実人員・就業率 男性 605人・ 480人 ・79.3% 女性 252人・ 216人 ・85.7%	C	女性会員の就業率は男性会員より高いものの、会員数は男性会員70.6%、女性会員29.4%であり、男性会員に比べ女性会員が少ない状況になっている。昨年度末に比べ、全体の会員数は減少している。	会員数が減少するとともに、会員平均年齢も高くなってきていることから、シルバー人材センターと情報共有を行い、会員募集のお知らせを市広報紙に掲載するなど、会員増加に向けた支援を行う。	地域ビジネス支援課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 延長保育事業の実施</p> <p>保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるように延長保育事業の実施によって支援します。</p>	1	<p>通常保育時間の前後において、保育ニーズに対応した延長保育事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園：7施設 ・私立保育所：8施設 ・小規模保育事業所等：5施設 	B	<p>就労形態の多様化に伴う、保育ニーズに応えるものであり、子育て環境の充実はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進にも繋がっている。</p> <p>延長保育料については、無料としているが、費用負担の公平性から徴収について検討する必要がある。</p>	<p>保護者の就労形態は多様化しており、ニーズに応じた保育を行うためにも今後も延長保育事業を継続して実施する。また、延長保育事業を実施する事業所に対し引き続き補助金を交付し、支援を図る。</p>	子育て支援課
<p>② 事業主に対する各種支援制度の情報提供</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し女性活躍推進法に関する資料を配布し支援制度を周知した。</p>	B	<p>女性活躍推進法に関する情報提供と合わせ支援制度について周知が図られた。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し情報提供を行う。</p>	市民生活課
<p>③ 市内企業を対象とした研修会等の実施</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>市内企業職員等を対象にワーク・ライフ・バランス企業セミナーを実施した。</p> <p>演題「ワーク・ライフ・バランス実現のためのビジネスコミュニケーション」</p> <p>日時 12月21日</p> <p>参加者 39名</p>	B	<p>職場でのコミュニケーションについて学びワーク・ライフ・バランスの取組を浸透・定着させるための環境づくりを行うことができた。</p>	<p>企業に勤める方だけでなく広く市民にも向け、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性等についての理解を深める内容として、研修を実施していく。</p>	市民生活課

(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 農産加工者連絡協議会の活動支援</p> <p>地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取組む女性農業者を支援します。</p>	1	<p>例年実施している農産加工に関する技術研修会や移動研修会が新型コロナウイルス感染症予防のため、未実施であり、県事業や市内のイベントの多くが中止であったため参加できなかった。</p> <p>会員は役員会等で新商品の情報や作り方、販路拡大について情報交換を行った。</p> <p>また、協議会で参考図書を購入し、新たな技術等を取得するきっかけを得ることができた。</p>	B	<p>農産加工を行い市民へ提供するにも新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施できない状況となっている。</p> <p>また、一部県庁ロビー販売等の活動はあったが、おいしいもの市、市内イベントが中止だったため活動する場がなかった。</p> <p>一方、会員は互いに情報交換を行ったり、インターネットで情報収集し新商品開発へのヒントを得たりしており、農産加工に関する技術の向上や新たな商品開発に対する意欲が高まってきている。</p>	<p>新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。</p> <p>開発した商品を6次産業化へ繋げていくことで、地域農業の振興を図る。</p>	産業総務課
<p>② 認定農業者連絡協議会事業の推進</p> <p>農林水産業や農山漁村における女性の地位の向上を目指します。</p>	1	<p>農業経営改善計画の共同申請の推進や認定農業者連絡協議会事業への参加の啓発等を行った。</p>	B	<p>令和3年度末現在で、女性経営者は共同申請を含め30人であった。</p> <p>また、認定農業者連絡協議会事業は、小野寺衆議院議員との意見交換会及び認定農業者連絡協議会研修会を開催したが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から他の事業の開催は見送ったこともあり、参加者は少数にとどまっている。</p>	<p>農業経営改善計画の共同申請の推進や会報や認定農業者連絡協議会事業を活用し啓発を実施し、女性の参加を促す。</p>	産業総務課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③家族経営協定締結の推進 女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。 【新規10件/年】	1	家族経営協定の締結を行った。 期間：令和3年4月～4年3月 新規：3件（うち女性含み1件） 解約：0件（うち女性含み0件） 変更：0件（うち女性含み0件） （令和2年度新規：8件 うち女性含み2件）	C	認定農業者の認定により、後継者が様々な支援を受けるために締結しているケースが多い。 令和3年度は前年度より新規申請は減少したものの、経営に参画する女性の締結があったことから今後も積極的に農業委員を活用し推進していく。	県農業改良普及センターなどの関係機関や関連団体との連携をより一層図りながら家族経営協定の普及を促進していく。 農業経営主をはじめ多くの農業者に、農業委員を活用して制度の周知を行うとともに、女性が締結しやすい環境の整備を図っていく。	農業委員会

(4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①広報等を活用した職場ハラスメントの意識啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識の醸成を推進します。	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市ホームページにおいて、セクシュアル・ハラスメント等の暴力の防止及び相談窓口の周知を行った。	B	セクシュアル・ハラスメント等に関する情報提供を行うことで、意識啓発を図った。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた広報での周知などを行うほか、各種講座において各ハラスメントの内容にも触れることで、防止に向けた意識啓発の推進を図っていく。	市民生活課

◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意見が公平・公正に反映され、均等に利益を得ることが重要であり、そうした機会を確保することは、男女共同参画を推進していく上で重要な課題となっています。このことから、本市における審議会や委員会等について、女性参画の拡大を推進します。

【施策の方向性】

(1) 各種審議会等委員における女性登用の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
① 審議会等への女性委員登用の推進 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	1	市の審議会等委員への女性の登用率調査を4月に実施し、情報の収集と講評を行った。 ・令和3年4月1日現在登用率23.6% (令和2年4月1日現在登用率24.1%)	C	前年度と比較し登用率が減少したことから、目標値である登用率40%へ向け、積極的に女性委員登用の必要性について啓発することが必要である。	第4次基本計画に定める目標達成のため、女性の参画に関する推進状況を調査・公表するとともに、女性人材リストの利用促進を図るなど、女性委員の登用を推進する。	全庁
② 女性人材リストの活用 女性委員を選任するための環境整備を図ります。	1	意思決定過程への女性の参画を推進するため、庁内及びコミュニティ組織に対し、各種審議会等委員や地域づくりに関するリーダーとして活躍できるよう、登米市男女共同参画女性人材リストの活用について周知を行った。 登録者：令和3年4月1日現在21人 (登録者：令和2年4月1日現在23人)	B	令和3年度の女性人材リストの利用回数は1回となっていて、周知に力を入れることが必要である。	引き続き庁内や市内コミュニティ組織に制度の活用について呼びかけを行う。	市民生活課

(2) 市管理職への女性登用の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 管理職への女性登用の推進</p> <p>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。</p>	1	<p>女性管理職の人数（4月1日現在）</p> <p>令和4年度：51人 令和3年度：49人 （令和2年度：46人）</p>	B	<p>特定事業主行動計画へ女性管理職の目標値を定め達成に向けた取組を行った結果、一定の割合での管理職への女性登用数は推移しており、ロールモデルとなる女性管理職が職場内で活躍している。</p> <p>女性管理職登用に不可欠な監督職への女性登用割合も増加しており、将来的な女性管理職の割合増加に向けて取り組んでいる。</p> <p>管理職へ女性登用を促進することは、職場内における男女共同参画の意識が高まり、率先垂範という観点からも自治体として地域における役割を果たしている。</p>	<p>多様化する市民ニーズに対応するには、政策の立案や意思決定に女性の視点を反映させることが重要である。その立場を担う管理職への女性登用を推進し女性管理職をバックアップするためにも、仕事と家庭の両立を図るためワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を促進するとともに、能力や経験等の不安解消のため研修や対外交渉の機会を増やしながら女性管理職が育つ職場づくりを推進していく。</p>	人事課
<p>② 研修の機会の充実</p> <p>将来指導的地位となる女性人材の育成に努めます。</p>	1	<p>各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。</p>	B	<p>職場外研修（市町村職員研修所の階層別研修や市町村アカデミーの専門研修）、職場内研修とともに、機会均等が確保されている。受講希望状況を見ても、女性職員の受講意識は高まっており、男性職員と同様に能力向上が図られている。</p>	<p>今後も取組を継続し、各種研修への参加を推進していく。</p>	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①情報公開の推進</p> <p>市の基本的な計画や条例等の策定にあたっては、市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。</p>	1	<p>市の基本的な計画等の策定にあたっては、市民意見公募による市政への市民参加を促進した。</p> <p>市民意見公募件数：6件</p>	B	<p>各種計画の、検討・構想の段階における市の考え方などを公表することで、意思決定の公正の確保と透明性の向上を図った。</p>	<p>市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組む。</p>	全庁

《基本方針 Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

○評価の概要

基本方針Ⅲについては、19事業の評価を行いました。実施したほとんどの事業について、計画通りの成果（B評価）をあげ、2つの基本目標はおおむね達成されています。

重点目標としている「基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進」については、男女がともに子育てに参画できるよう、少子化や核家族化が進む中で、社会のニーズに対応した子育て環境の整備及び育児をサポートする各種事業の実施による子育て支援体制の整備に努めます。

「基本目標2 介護における男女共同参画の推進」については、各種介護サービスの利用手続きの研修会を実施し関係団体や事業所との連携を図ったほか、介護知識や介護技術の普及を目指した事業も実施しました。

今後も引き続き、子育てや介護それぞれにおけるニーズの多様化をとらえた事業を実施し、男性の育児と介護に対する意識改革を図りながら男女共同参画の推進に向けた環境の整備に取り組みます。

○評価基準

【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】

男性の意識改革を含め、社会全体で子育てを支援していく環境づくりと支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①保育事業の充実</p> <p>放課後子ども教室と連携しながら活動の場を確保し、待機児童ゼロを目指します。</p>	1	<p>保護者の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な心身の発達を図るため、通常保育事業の実施のほか、保育施設の整備支援等を行った。</p> <p>○保育施設等施設数（定員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所 3施設（210名） ・私立保育所 10施設（639名） ・公立認定こども園1施設（210名） ・私立認定こども園9施設（932名） ・小規模保育事業所12施設（200名） ・事業所内保育事業所1施設（19名） <p>○認定こども園環境整備支援 4施設</p>	B	<p>待機児童は年々減少しており、令和3年度中はゼロであった。</p> <p>なお、令和2年度中に認定こども園の整備等により受入枠の拡大を図ったことで、令和3年4月の市内全体の利用定員は102名増となった。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園移行支援交付金により、教育、保育サービスを継続的かつ安定的に提供できる環境を整えた。</p>	引き続き教育・保育の一体的な提供を推進するため、公立幼稚園・保育所の再編による認定こども園整備に取り組みながら、待機児童ゼロの継続を図る。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施</p> <p>放課後子ども教室と連携しながら活動の場を確保し、待機児童ゼロを目指します。</p>	1	<p>保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童クラブ数 24クラブ 公立18、民間6 登録定員数 1,285人 公立：940人、民間：255人 	B	<p>令和4年度から市内4小学校で「放課後子ども教室」と一体的な事業実施を行うため、開催場所等を整備した。利用希望者の増に伴い、定員及び実施場所を増やして対応しているが、依然指導員の確保が困難であって、学習支援員や幼稚園講師を長期休暇期間中に指導員として兼務で配置している状況。指導員の確保対策が必要である。</p> <p>市広報紙、ホームページ、市公式LINE等を活用し、指導員の確保を図る。</p>	<p>予算の確保並びに放課後児童の利用適正化のため、放課後児童クラブ利用料の徴収を実施する。</p>	子育て支援課
<p>③ 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施</p> <p>ひとり親家庭への子育て支援や、経済的自立を促進するため、就業支援を推進します。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> 高等職業訓練促進給付金事業 4人に対して計4,559千円を支給 高等職業訓練修了支援給付金事業 実績なし 自立支援教育訓練給付金事業 2人に対して計55千円を支給 	B	<p>高等職業訓練促進給付金等事業については毎年数名から申請されるが、高等職業訓練修了支援給付金事業については、令和3年度の対象は無かった。また、自立支援教育訓練給付金は、2名の申請であった。</p> <p>本事業は、ひとり親家庭の生活の安定に資する資格取得等を支援するものであり、今後も事業の継続は必要である。</p>	<p>児童扶養手当現況届の案内文書を送付する際にチラシを同封し、引き続き制度の周知を図っていく。</p>	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>④ 医師招へい・地域医療連携の推進</p> <p>産科・小児科などの医師確保と他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療及び小児医療体制の充実に努めます。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学への要請 ・東北医科薬科大学への要請 ・市、県ホームページへの求人掲載 ・県ドクターバンクへの求人掲載 ・全国自治体病院協議会への求人掲載 ・医師招へいに関する国、県への要望 	B	<p>各方面へ医師招へいに向けた働きかけを行っており、令和元年10月には2人の小児科医の採用を行っている。しかし、それ以降は新規採用には至っていないものの、市民病院小児科において、平日午後の一般診療や、日曜日における小児救急を令和3年度においても継続することができた。</p> <p>また、米谷病院では東北大学からの応援医師により、平成28年9月から毎週月曜日から金曜日までの外来診療を実施しており、令和3年度においてもその体制を継続することができた。</p> <p>産科については、現行の「産科セミオープンシステム」を継続し、本市在住の妊産婦さんが必要なときに、速やかに入院できる体制の構築が、本市の産科医療の現実的な体制であると考えている。</p> <p>小児科の入院患者の受入については、充足した常勤医師の確保が必要であり、入院再開は現実的に難しい状況である。</p>	<p>これまでどおり、大崎市民病院や石巻赤十字病院との連携を図りながら役割分担を行い、産科・小児科の医療の確保を担っていく。</p>	医療局経営 管理部経営 管理課

(2) 子育て支援体制の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① マタニティサロンの実施</p> <p>保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を実施します。</p>	1	<p>子育てサポートセンターと連携し、プレママ（妊婦）とその家族を対象として開催した。保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を行った。</p> <p>マタニティサロン参加実数：32人</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、8回の実施となったが、専門職の講話と母親同士の語り合う場を提供し、育児の悩みや不安などの思いの共有や仲間づくりが出来た。また、産後の家族の支援体制を話し合う場を設けるなど、家族で子どもを育てる体制を考える機会にもなっている。</p>	<p>感染症対策を行いながら、親同士が思いを語り合う時間を工夫して取り入れ、仲間づくりを支援していく。夫や祖父母の参加を促し、産後の支援体制や子育てについて話し合い、家族皆で子育てしやすい環境づくりを推進していく。</p>	健康推進課
<p>② こころの元気相談室の実施</p> <p>育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。</p>	1	<p>登米市民病院において、臨床心理士による継続的なカウンセリングを予約制で週2回実施した。</p> <p>実施回数：97回 延べ相談者数：458人</p>	B	<p>市内医療機関ではカウンセリングの機会ができていない状況にあるため、本相談で、カウンセリングの機会を提供している。必要に応じ医療機関とも連携をしながら新たな考え方や身の置き方などについて学び、行動変容につながっている。また、精神的にも安心して暮らせるための相談の場となっている。</p>	<p>臨床心理士によるカウンセリング体制の継続を図り、精神的な不安の解消に努める。</p>	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
③ こころの相談の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。	1	市内5か所の保健センター等において、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士による個別相談を実施した。 実施回数:38回 延べ相談者数:77人	B	相談者が相談しやすいように、居住地に限らず市内どこの会場でも相談ができる体制をとっている。また相談内容に応じて相談担当者（精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士など）を紹介し、専門的かつタイムリーに対応している。	定期的に開催することで専門職や専門機関へのつながりができるため継続実施し、必要な方に対しては継続した支援ができるよう体制を整えていく。また、相談担当者が多職種で構成されるよう調整継続を図っていく。	健康推進課
⑤ 新生児全戸訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	保健師・助産師による専門性を活かし、安心して子育てできるように、情報提供と継続的支援を行っている。 訪問実数:368件(延べ392件)	B	産婦及び新生児の健康や発育の確認と育児不安について軽減を図り、気になる母子へは、保健師と助産師が連携し継続支援を行った。 令和3年度より産婦健診の助成が開始となり、医療機関からの情報提供も増え、関係機関が連携し継続的な支援へとつながっている。	病院や他機関との連携により早期の訪問に努め、安心して子育てができるように支援していく。また、支援が必要な人へは、産後ケアなどのサービスを紹介し、サービス利用につなげる。	
⑥ 子育て応援訪問事業の実施 地域で安心して子育てができるよう、助産師や保健師のみでなく、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	1	各行政区の保健活動推進員が、乳児家庭を訪問し、地域とつながるきっかけとし、地域で母子を見守る体制作りをしている。 延べ訪問件数:256件 (出生数366件に対して約69.9%)	B	核家族世帯が増加し、今まで地域と関わりが少なかった両親が、地域と繋がるきっかけのひとつとなっている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり昨年度より2.3ポイント割合が低下した。	乳児家庭や保健活動推進員に地域でつながることの利点などを含めた事業の説明をしていく。訪問時だけでなくその後も地域の行事等に声掛けするように保健活動推進員に伝えていく。今後も地域の中で孤立せず子育てできる環境づくりをしていく。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）の実施 身近で気軽に集うことができ、親子が安心できる居場所づくりと、育児不安についての相談支援を行います。	1	地域において乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行った。 ・市内 11 か所で実施 公立 5 か所、民間 6 か所 （令和 4 年 3 月 31 日現在）	B	少子化や核家族化が進む中で、地域において子育て親子同志の情報の共有等交流ができる拠点となり、いつでも気軽に利用してもらうことで、子育てに対する相談や不安等の軽減を図った。新型コロナウイルス感染症により臨時休業が 3 回あり、施設利用者は例年より減少した。	子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域において子育て親子の交流ができる機会を提供できるよう、子育て支援拠点の設置を推進していく。	子育て支援課
⑧ ファミリー・サポート・センター事業の実施 ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	1	子育てに臨時的、突発的に援助が必要となった市民（利用会員）に対し、子育てに援助できる市民（協力会員）をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育てに関わる支援を行った。 ・会員数 協力会員 66 人 利用会員 149 人 両方会員 14 人 利用回数 232 回（延べ） （令和 4 年 3 月 31 日現在）	B	149 人の利用会員のうち、実際に利用した子どもは 13 人となっており、実利用者数が少ない状況となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による部分もあると思われるが、女性の社会進出による保育所利用率の上昇や、保育所での一時保育事業が普及してきた側面もあることから、今後の方向性について検討が必要と考える。	多様な保育ニーズに応えられるよう、実施形態を検討するとともに、本事業の周知を図り、研修会や講話などを実施し、育児に対する不安を解消すべく、子育てに援助が必要な市民（利用会員）への支援を継続していく。	子育て支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
⑨子育てサポート事業の実施 安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、託児ボランティアの育成と活動支援を行います。 【令和元年度サポート登録者数 18人、派遣10回/年・延べ30人/年】	1	市及び公民館等事業の開催時に、子育て中の方が事業に安心して参加できるよう市子育てサポーター登録者による一時託児を実施している。 ・令和3年度サポーター登録者 17人 ・令和3年度サポーター派遣回数 3回	C	令和2年度と比較し派遣回数は増加したものの、本事業が幅広く活用されるよう、引き続き市関係課及び公民館等へ周知を行う必要がある。	公民館等へ事業の周知を行うとともに、県子育てサポーター養成講座修了者に対し市子育てサポーターへの登録を促す。	生涯学習課

(3) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 延長保育事業の実施（再掲）</p> <p>保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるように延長保育事業の実施によって支援します。</p>	1	<p>通常保育時間の前後において、保育ニーズに対応した延長保育事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園：7施設 ・私立保育所：8施設 ・小規模保育事業所等：5施設 	B	<p>就労形態の多様化に伴う、保育ニーズに応えるものであり、子育て環境の充実はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進にも繋がっている。</p> <p>延長保育料については、無料としているが、費用負担の公平性から徴収について検討する必要がある。</p>	<p>保護者の就労形態は多様化しており、ニーズに応じた保育を行うためにも今後も延長保育事業を継続して実施する。</p> <p>また、延長保育事業を実施する事業所に対し引き続き補助金を交付し、支援を図る。</p>	子育て支援課
<p>② 事業主に対する各種支援制度の情報提供（再掲）</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し女性活躍推進法に関する資料を配布し支援制度を周知した。</p>	B	<p>女性活躍推進法に関する情報提供と合わせ支援制度について周知が図られた。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス企業セミナーに際し情報提供を行う。</p>	市民生活課
<p>③ 市内企業を対象とした研修会の実施（再掲）</p> <p>男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。</p>	1	<p>市内企業職員等を対象にワーク・ライフ・バランス企業セミナーを実施した。</p> <p>演題「ワーク・ライフ・バランス実現のためのビジネスコミュニケーション」</p> <p>日時 12月21日</p> <p>参加者 39名</p>	B	<p>職場でのコミュニケーションについて学びワーク・ライフ・バランスの取組を浸透・定着させるための環境づくりを行うことができた。</p>	<p>企業に勤める方だけでなく広く市民にも向け、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性等についての理解を深める内容として、研修を実施していく。</p>	市民生活課

◆基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

家族形態の多様化によって、家族と一緒に暮らす老後の形態が変化しつつあり、全国的に男性の介護者が増加してきているのが現状です。このことから、介護サービス及び制度の充実とともに、男性の介護知識や介護技術習得の機会と意識改革の推進を図ります。

【施策の方向性】

(1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①市内介護保険事業所研修会の実施 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	1	・介護保険サービス事業者集団指導サービス提供時の事故状況、各種届出、加算等についての資料をホームページに掲載し集団指導とした。	B	事業所との連携及び情報共有ができた。	介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などの研修会について実施していく。	長寿介護課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
②介護認定調査員研修会の実施 認定調査を行う際に、公平・公正かつ適切に調査が実施できるよう、調査に必要な知識や技術の習得と更なる技術の向上を図るため、新任調査員研修会、現任調査員研修会を実施します。	1	新型コロナウイルス感染症対策のため書面やインターネットを活用して介護認定調査員現任研修を実施し、調査員の資質向上を図った。 また、新任の調査員についても、感染症対策を講じながら随時研修を実施した。 現任研修 開催回数 1回 参加者数 93名（男 32人、女 61人） 新任研修 開催回数 5回 参加者数 11名（男 4人、女 7人）	B	定期的に研修会を開催することにより初心に戻って、項目ごとに定義を確認したり、特記事項の記載内容について解説や演習を通して振り返ったりすることにより調査員の資質向上を図り、公平公正な調査を行うことができる。	全国一律の基準に基づいた公平公正な介護認定調査を行うため、感染症対策を講じながら研修を実施し、調査員の資質の向上を図る。	長寿介護課

(2) 男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
①家族介護交流会の実施 男性が参加しやすい介護に関する講座や家族介護交流事業の実施により、家族が互いに支え合い、協力し合っ て介護を行えるよう意識の醸成に努めます。	2	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、交流会の開催を見送ることとした。	-	交流会開催を見送ったため、成果なし。	要介護者、家族が共に住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護者の支援として、感染症対策に留意・徹底したうえで、介護者同士の交流や情報交換、介護に関する知識の普及を図る。	長寿介護課

(3) 地域における介護支援体制の確立

具体的な取り組み 概要	実施 状況	令和3年度事業内容・実績	評価	取組に対する評価・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 認知症サポーター養成講座</p> <p>認知症や一人暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守りや家族介護への支援を図ります。</p>	1	<p>認知症サポーター養成講座 開催数：16回 受講者数：209人/年 (男49人、女160人)</p>	C	<p>認知症に関する正しい知識を持ち、地域や学校において認知症高齢者や家族を見守り・支援するサポーターを養成した。また、養成講座を定期開催し、受講機会を増やすとともに、開催について広報で広く周知した。</p> <p>前年度と比較し、開催回数は増加したものの、受講者数は伸びなかった。</p>	<p>今後も認知症高齢者が増加する見込みの中、認知症高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識を持つサポーターを継続的に養成していく。</p> <p>また、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底したうえで養成講座の開催と、その周知を行う。</p>	長寿介護課

3 第4期登米市特定事業主行動計画（令和3年度実績）

主管課：総務部人事課

1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	令和3年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p>①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p>②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得の促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p>①ノー残業デーの徹底</p> <p>②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p>③業務の簡素合理化の推進</p> <p>④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 45 人 (うち、令和2年度以前から引き続きの取得者 23 人) ・ 育児短時間勤務取得者 0 人 ・ 部分休業取得者 25 人 <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得者 3 人 ・ 妻の出産休暇取得者 20 人 ・ 育児参加休暇 4 人 <p>○令和3年 年次有給休暇平均取得日数 10.0日／年</p>

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子どもの職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子どもと触れ合う機会の充実</p>	
--	--

3 女性の活躍推進に関するもの

<p>(1) 管理的地位にある職員に占める女性割合の増加</p>	<p>一般行政職 10.0%（全体 26.5%）</p>
----------------------------------	------------------------------

4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

(1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(令和4年4月1日現在)

No	項目	登米市 ※1()内は令和2年度の数値	宮城県平均	県内最多市町村	
1	女性議員の割合	19.2%(12.0%)	12.8%	30.8%(山元町)	
2	市役所の女性職員の割合	管理職	27.5%(27.4%)	20.6%	46.3%(涌谷町)
		うち一般行政職 ※2	10.3%(9.9%)	15.3%	45.8%(涌谷町)
		管理職以外の職員	48.1%(48.1%)	48.4%	63.6%(大崎市)
		総計	45.6%(45.4%)	45.4%	59.3%(涌谷町)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	4.5%(9.1%)	23.6%	100.0% (七ヶ宿町)
		中学校	20.0%(10.0%)	25.6%	100.0% (山元町、松島町、 大衡村、涌谷町)
4	公民館長への女性の就任状況	0%(0%)	9.7%	100.0% (塩釜市、大和町、 涌谷町)	
5	自治会長への女性の就任状況	1.3%(1.3%)	5.4%	12.1%(仙台市)	
6	女性委員がいる各種審議会等の数 [女性のいる機関数 25 /機関総数 32]	78.1%(75.0%)	82.0%	100.0%(富谷市)	
7	各種審議会等委員への女性の登用状況 [女性委員数 125人 /委員総数 465人]	26.9%(26.5%)	28.2%	51.5%(富谷市)	

※1 「宮城県平均」、「最多市町村」の数値は「令和3年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数値

※2 一般行政職の範囲は、次の職種のいずれにも該当しない職員

税務職、海事職(一)(二)、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、任期付研究員、特定任期付職員、大学(短大)教育職、高等(特殊・専修・各種)学校教育職、小・中学校(幼稚園)教育職、高等専門学校教育職、その他の教育職、警察職、臨時職員、特定地方独立行政法人職員、特定地方独立行政法人臨時職員

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況 (令和4年4月1日現在)

・法律による委員会(行政委員会)・・・地方自治法180条の5

No	審議会等名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
1	教育委員会	5 (5)	3 (3)	60.0% (60.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	24 (24)	2 (2)	8.3% (8.3%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	2 (2)	66.7% (66.7%)
合計		39 (39)	8 (8)	20.5% (20.5%)

※下段の()内は令和3年4月1日現在の数値

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

・法律・条令による審議会等（付属機関）・・・地方自治法 202 条の 3（令和 4 年 4 月 1 日現在）

※（）内は令和 3 年 4 月 1 日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5（5）	1（1）	20.0%（20.0%）
2	登米市行政不服審査会	5（5）	0（1）	0.0%（20.0%）
3	登米市防災会議	33（33）	1（0）	3.0%（0%）
4	登米市総合計画審議会	20（20）	5（5）	25.0%（25.0%）
5	登米市男女共同参画審議会	9（10）	6（7）	66.7%（70.0%）
6	登米市環境審議会	10（-）	3（-）	30.0%（-%）
7	登米市国民健康保険運営協議会	9（9）	4（3）	44.4%（44.4%）
8	登米市食育推進会議	14（14）	7（8）	50.0%（57.1%）
9	登米市介護認定審査会	100（100）	36（36）	36.0%（36.0%）
10	登米市介護保険運営委員会	9（9）	3（3）	33.3%（33.3%）
11	登米市民生委員推薦会	12（12）	3（3）	25.0%（25.0%）
12	登米市障害支援区分認定審査会	15（15）	8（8）	53.3%（53.3%）
13	登米市子ども・子育て会議	15（-）	10（-）	66.7%（-%）
14	登米市農政審議会	19（19）	3（3）	15.8%（15.8%）
15	登米町街なみ景観整備審査会	6（6）	0（0）	0.0%（0%）
16	登米市都市計画審議会	10（13）	1（2）	10.0%（15.4%）
17	登米市景観形成会議	11（10）	2（3）	18.2%（30.0%）
18	登米市上下水道事業運営協議会	12（-）	5（-）	41.7%（-%）
19	登米市病院等運営協議会	11（11）	2（2）	18.2%（18.2%）
20	登米市学校給食センター運営審議会	12（12）	5（4）	41.7%（33.3%）
21	登米市いじめ防止対策調査委員会	9（9）	2（2）	22.2%（22.2%）
22	登米市社会教育委員会	10（10）	0（0）	0%（0%）
23	登米市図書館協議会	10（10）	8（8）	80.0%（80.0%）
24	登米市公民館運営審議会	15（15）	2（2）	13.3%（13.3%）

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
25	登米市青少年問題協議会	20 (-)	0 (-)	0% (-%)
26	登米市文化財保護委員会	10 (10)	0 (0)	0% (0%)
27	登米市スポーツ推進審議会	15 (15)	0 (0)	0% (0%)
合計		426 (372)	117 (101)	27.5% (27.2%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

※令和3年度に委嘱があっても令和4年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の数値と、No. 1～27までの数値を合計したものは合致しない。

・要綱等により設置している審議会等（令和4年4月1日現在）

※（）内は令和3年4月1日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市公民連携地域プラットフォーム	35 (35)	5 (5)	14.3% (14.3%)
2	登米市地域公共交通会議	16 (-)	0 (-)	0% (0%)
3	登米市移住・定住官民連携促進会議	10 (-)	2 (-)	20.0% (-%)
4	登米市自殺予防対策連絡協議会	21 (21)	3 (3)	14.3% (14.3%)
5	登米市地域包括支援センター運営協議会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
6	登米市地域密着型サービス運営委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
7	登米市老人ホーム入所判定委員会	5 (-)	2 (-)	40.0% (-%)
8	登米市高齢者及び障害者虐待対策連絡協議会	17 (-)	6 (-)	35.3% (-%)
9	登米市高齢者福祉計画策定委員会	9 (9)	3 (3)	33.3% (33.3%)
10	登米市地域福祉計画推進会議	10 (10)	2 (3)	20.0% (30.0%)
11	登米市要保護児童対策協議会	16 (-)	2 (-)	12.5% (-%)
12	登米市子ども・子育て基本条例策定委員会	10 (-)	4 (-)	40.0% (-%)
13	登米市要保護児童対策地域協議会	16 (16)	2 (2)	12.5% (12.5%)
14	登米市農業経営改善計画認定審査会	21 (21)	0 (0)	0% (0%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
15	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	14 (14)	0 (0)	0% (0%)
16	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14 (14)	1 (0)	7.1% (0%)
17	登米市地産地消推進協議会	18 (18)	7 (7)	38.9% (38.9%)
18	登米市地産地消推進本部	7 (7)	0 (0)	0% (0%)
19	登米ブランド推進協議会	10 (10)	0 (0)	0% (0%)
20	登米市農作物異常気象対策連絡会議	6 (6)	0 (0)	0% (0%)
21	登米市園芸振興協議会	5 (5)	0 (0)	0% (0%)
22	登米市立地適正化計画推進協議会	10 (10)	3 (3)	30.0% (30.0%)
23	登米市農業委員会委員選考委員会	5 (5)	1 (1)	20.0% (20.0%)
24	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 (12)	7 (7)	58.3% (58.3%)
25	上杉奨学金奨学生選考委員会	12 (12)	7 (7)	58.3% (58.3%)
26	登米市学校再編準備委員会	26 (47)	5 (10)	19.2% (21.3%)
27	登米市開校準備委員会	11 (-)	1 (-)	9.10% (-%)
	合計	345 (358)	70 (71)	20.3% (19.8%)

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

※令和3年度に委嘱があっても令和4年度には委嘱されていない審議会等については記載していないため、合計欄の括弧内の数値と、No. 1～27までの数値を合計したものは合致しない。

令和3年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：令和4年2月10日～令和6年2月9日

《第1回審議会》

開催日：令和3年10月18日（月）

開催場所：登米市役所南方庁舎 大会議室

【内容】

令和2年度男女共同参画の施策に関する推進状況報告（案）について

《第2回審議会》

開催日：令和4年3月11日（金）（書類送付）

開催場所：書面開催

【内容】

- （1）登米市男女共同参画審議会委員委嘱状の交付
- （2）令和5年度実施予定の市民アンケートについて

	氏名	条例第23条における委員区分	備考
1	天童 睦子	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会委員 （令和2年2月10日～） 宮城学院女子大学一般教育部教授
2	須藤 明美	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会会長 （平成30年2月10日～令和2年2月9日） 男女共同参画審議会副会長 （平成28年2月10日～平成30年2月9日） 男女共同参画審議会委員 （平成24年2月10日～） 男女共同参画条例策定委員会委員 第2次男女共同参画基本計画策定委員会委員
3	戸田 和夫	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員 男女共同参画審議会委員 （平成30年2月10日～）
4	皆川 洋子	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員 男女共同参画審議会委員 （平成28年2月10日～）
5	日下 修	男女共同参画に関し識見を有する人	男女共同参画審議会委員 （平成26年2月10日～）
6	佐藤 妙子	関係団体の推薦を受けた人	登米市民生委員児童委員協議会 男女共同参画審議会委員 （令和2年2月10日～）
7	伊藤 義幸	関係団体の推薦を受けた人	登米市青年団連絡協議会 男女共同参画審議会委員 （令和2年2月10日～）
8	佐々木 喜代子	関係団体の推薦を受けた人	登米市人権擁護委員協議会 男女共同参画審議会委員 （令和2年2月10日～）
9	二階堂 玲子	関係団体の推薦を受けた人	登米市産業振興会 男女共同参画審議会委員 （令和4年2月10日～）

※男女の構成（男性3人、女性6人）

令和4年2月9日まで務められた方

	氏名	条例第23条における 委員区分	備考
1	佐々木 まき子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市農業委員会 男女共同参画審議会委員 (平成29年9月8日～令和4 年2月9日)
2	堀田 菜菜江	公募により選任を 受けた人	男女共同参画審議会委員 (令和2年2月10日～令和 4年2月9日)

だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成23年3月11日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第19条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
 - ア 市内に居住する人
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ウ 市内の学校に在学する人
 - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

(6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。

(7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。

(8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。

(9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。

(10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されることです。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

(5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。

(6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。

(7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。

(8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい者又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。

(9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければ

なりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう

努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査

審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

登米市市民生活部市民生活課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

電 話：0220-58-2118

F A X：0220-58-3345

E-mail: simin@city.tome.miyagi.jp

令和5年2月